

伊方発電所に対する原子力規制検査の実施結果について
(令和5年度 第1四半期)

本日、原子力規制委員会において、令和5年度第1四半期における原子力規制検査の実施結果が報告されました。

同報告では、今年4月に実施されたチーム検査において確認された、以下の1件の指摘事項に対する評価結果が示されています。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 件名 | 四国電力株式会社伊方発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理） |
| 事象の概要 | 防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。 |
| 重要度 ^{※1} ／深刻度 ^{※2} | 緑／SLIV |

※1：検査における指摘事項を安全上の重要度で分類したものであり、重要度が低い順に緑・白・黄・赤の4つに分類されており、総合的な評定および深刻度評価の入力となる指標。

※2：意図的な不正行為や虚偽報告の有無などにより検査における指摘事項の深刻度を分類したものであり、深刻度が低い順に SLIV・SLIII・SLII・SLI の4つに分類されており、規制対応措置の実施要否を判断するための指標。

今回の指摘事項については、特段の規制措置が講じられるものではなく、事業者自らの是正措置により改善するものとされており、既に、当社の是正処置プログラム（CAP）により、改善を行いました。

当社といたしましては、引き続き、規制への対応にとどまらず、伊方発電所の安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

(別紙)「令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）」（原子力規制庁公表資料から抜粋）

(参考) 当該事案に係るイメージ図

以上

「令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）」
（原子力規制庁公表資料から抜粋）

事象概要

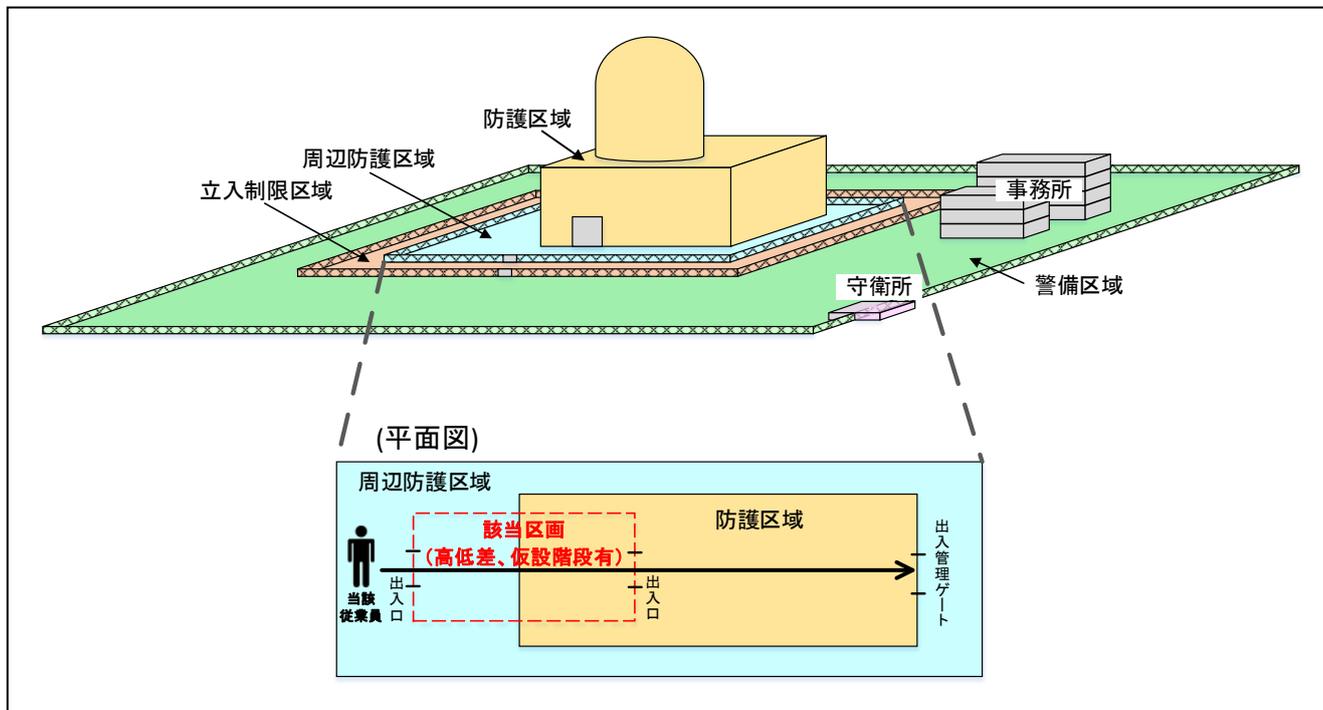
- 令和5年3月24日、伊方発電所から原子力規制庁に、協力会社の社員Aが、一部の区画（以下「該当区画」という。）に周辺防護区域側の出入口から進入し、防護区域境界において物品の点検等の必要な措置が行われないうまま、防護区域側の出入口から退出した事案が発生したとの報告がなされた。
- これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査において、
 - ・ 該当区画内に、人の行き来が困難な高低差がある箇所があったが、作業上の理由から、同所に仮設階段が設置され、周辺防護区域側から防護区域側への通り抜けが可能となっていたこと
 - ・ 核物質防護の担当者は、同所に仮設階段が設置されていることを把握しておらず、作業員が行き来することは困難と思込み、障壁の設置等の特段の措置は不要と考えていたこと
 - ・ 作業時には、該当区画の周辺防護区域側に、警備員を立哨させ、該当区画内に進入する者に対して、不審者の立入り及び不審物の持ち込みの観点から監視を行っていたが、物品の金属探知機等による点検、人の立入りに係る措置の一部を行っていなかったこと
 - ・ 事案発生日に、該当区画内において特定の作業を急遽行うこととなったところ、本来防護区域側から持ち込むべき物品について、防護区域内への持ち込み申請を行っていなかったことから、社員Aは、申請手続に時間を要すると考え、周辺防護区域内に既に持ち込んでいた物品を、周辺防護区域側の出入口から該当区域内に持ち込んだこと
 - ・ 社員Aは、作業終了後に、所用のため、防護区域側の出入口から退出したが、その後、防護区域境界で入域手続を行っていないことを失念して、防護区域の出入管理ゲートから退域しようとし、事案が発覚したこと等を確認した。

再発防止策

- 伊方発電所では、該当区画内の作業時には、周辺防護区域側から防護区域側への通り抜けができない運用にするとともに、核物質防護担当部署の現場確認不足や核物質防護担当部署と作業担当部署のコミュニケーション不足も原因と認識し、
- ・ 作業担当部署及び核物質防護担当部署間の連携に係る手順の明確化（令和5年3月）
 - ・ 核物質防護担当部署による防護措置の現場確認（令和5年3月～）
 - ・ 核物質防護担当部署、作業員等に対する再教育の実施（令和5年4月）
- 等の措置を講じた。
- なお、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

当該事案に係るイメージ図

伊方発電所では、警備区域、立入制限区域、周辺防護区域および防護区域の4つの区域で入退域管理を行っており、それぞれの区域境界で持ち物確認などの必要な点検を行っている。



発電所の区域および当該従業員の動線イメージ

語句説明一覧表

| | |
|--------|---|
| 防護区域 | 特定核燃料物質の防護のための区域（原子炉容器、使用済燃料ピット、タービン等を設置している） |
| 周辺防護区域 | 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域 |
| 立入制限区域 | 周辺防護区域の周辺に、人の立ち入りを制限するための区域 |
| 警備区域 | 特定核燃料物質の防護をより充実させるため、自主的に立入制限区域の外側に設定した区域 |